

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年 9 月30日

【発行者の名称】

株式会社YAKホールディングス
(YAK Holdings Co.,Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 水神 怜良

【本店の所在の場所】

東京都台東区上野五丁目 8 番 8 号

【電話番号】

03-5817-8967

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 戴 勝男

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

【担当J-Adviserの財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社YAKホールディングス
<https://yak-hd.com>

株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期 (中間)	第4期 (中間)	第2期	第3期
決算年月	2025年6月	2026年6月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,312,910	1,001,279	2,125,725	2,653,094
経常利益又は経常損失(△) (千円)	31,240	△1,194	280,550	242,343
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	14,165	△7,375	196,867	156,010
中間包括利益又は包括利益 (千円)	14,257	△7,378	196,815	156,258
純資産額 (千円)	766,106	900,729	751,849	908,107
総資産額 (千円)	2,541,896	3,012,738	3,190,958	2,870,257
1株当たり純資産額 (円)	1,716.18	2,017.76	1,684.25	2,034.29
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	31.73	△16.52	441.01	349.48
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.1	29.9	23.6	31.6
自己資本利益率 (%)	1.9	△0.8	30.1	18.8
株価収益率 (倍)	67.0	-	-	6.1
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△910,893	△325,946	1,227,227	△336,143
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△25,451	△6,403	△322,605	△252,954
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,278	252,182	40,698	66,918
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	396,495	690,215	1,292,562	770,382
従業員数 (名)	117	120	96	112
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔1〕	〔1〕	〔1〕	〔1〕

- (注) 1. 当社は、第3期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第2期の中間連結財務諸表については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、第2期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 2 期の連結財務諸表について南青山監査法人による監査を受けております。また、第 3 期の連結財務諸表並びに第 3 期中間期及び第 4 期中間期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、南青山監査法人の監査並びに期中レビューをそれぞれ受けております。
7. 当中間連結会計期間において、RISE ON 株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。
なお、当中間連結会計期間においては、2026 年 5 月 1 日より 2026 年 6 月 30 日までの 2 ヶ月間の損益を連結しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当社は、当中間連結会計期間において、RISE ON 株式会社の全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

4【従業員の状況】

（１）連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産事業	120〔1〕
合計	120〔1〕

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．当社グループは不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
15	34.0	1.4	5,331

（注）平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（３）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、物価上昇の長期化、金融政策の正常化に伴う金利動向、地政学的リスク等により、先行きについては引き続き不透明な状況が継続しております。

このような情勢の中、当社グループの属する不動産業界では、居住用及び都市部を中心に投資用不動産に対する需要が継続した一方、土地価格及び建築費の上昇、金融機関の融資姿勢や金利動向、物件取得競争の激化等が事業環境に影響を及ぼしました。日中間の外交関係及び渡航環境、為替相場を巡る環境等は、海外投資家の一部による不動産取得の意思決定や契約時期に一定の影響を及ぼしました。また、賃貸住宅市場では、都市部への人口流入や外国人居住者の増加等を背景として、一定の賃貸需要が継続いたしました。

こうした状況の下、当社グループにおきましては、売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理及び不動産関連サービスを一体的に提供するとともに、国内在住の外国人顧客、法人顧客案件の獲得に取り組みました。また、特定の地域及び新規来日顧客に依存しない顧客基盤の構築を進めるとともに、グループ各社間の連携強化、業務プロセスの見直し及びデジタル活用による業務効率化に努めました。さらに、中長期的な成長戦略の一環として、新規事業への投資及びグループ全体の経営基盤強化に向けたシステム投資を推進いたしました。連結子会社である株式会社YAK SOLUTIONSにおいては、昨年度より商社事業を立ち上げ、事業基盤の構築及び営業体制の整備を進めております。また、グループ全体の業務効率化、情報管理体制及び内部統制の強化を目的として、社内システムの整備・高度化を進めました。これらの取り組みは収益化及び効果の発現まで一定の期間を要することから、当中間連結会計期間においては先行投資に伴う費用が利益面に一定の影響を及ぼしましたが、中長期的な収益基盤及び経営基盤の強化、さらには企業価値の向上に資するものと考えております。

これらの結果、当中間連結会計期間における売上高は、前中間連結会計期間に比べ311,631千円(23.7%)減の1,001,279千円、営業損失は25,708千円(前中間連結会計期間は営業利益37,623千円)、経常損失は1,194千円(前中間連結会計期間は経常利益31,240千円)、親会社株主に帰属する中間純損失は7,375千円(前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純利益14,165千円)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは不動産事業の単一セグメントのため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は690,215千円(前連結会計年度末比80,167千円減)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、325,946千円の支出となりました。これは主に、販売用不動産の増加額189,861千円、預り金の減少額83,612千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、6,403千円の支出となりました。これは主に、新規連結子会社株式取得に伴う収入27,241千円があった一方で、投資有価証券の取得による支出11,700千円、貸付けによる支出9,700千円、有形固定資産の取得による支出6,320千円及びその他の支出5,210千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、252,182千円の収入となりました。これは主に、短期借入金金の増加額330,404千円、長期借入金の返済による支出112,991千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは不動産事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
不動産事業	1,001,279	76.3
合計	1,001,279	76.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(％)	販売高(千円)	割合(％)
日比山株式会社	233,810	17.8	—	—

(注) 当中間連結会計期間の日比山株式会社の販売実績は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年3月29日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の契約解除に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行うものとする。

- a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面
 - (a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b)産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他、甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③cの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社化する株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等 次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を

要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

次のaからcのいずれかに該当する場合

- a 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- b 乙が委託する専門機関による調査の結果、甲が反社会的勢力の関与を受けているとの疑いが生じたとき。
- c その他、甲が反社会的勢力の関与を受けている又は関与を受けている疑いがあると乙が認めたとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1カ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5【重要な契約等】

当社の連結子会社である株式会社YAKディベロップメントは、2026年4月21日開催の取締役会においてRISE ON株式会社を取得し、子会社化することについて決議し、2026年4月28日をもって株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第6【経理の状況】1 中間連結財務諸表注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（資産）

総資産は3,012,738千円（前連結会計年度末比142,480千円増）となりました。流動資産は、1,784,869千円（前連結会計年度末比95,734千円増）となりました。主な変動要因は、販売用不動産190,626千円の増加、現金及び預金79,363千円の減少等によるものです。固定資産は、1,227,868千円（前連結会計年度末比46,745千円増）となりました。主な増加要因は、建物8,265千円、のれん14,051千円、投資有価証券11,693千円及び長期貸付金9,700千円がそれぞれ増加したこと等によるものです。

（負債）

総負債は2,112,008千円（前連結会計年度末比149,858千円増）となりました。流動負債は、1,391,445千円（前連結会計年度末比233,186千円増）となりました。主な変動要因は、短期借入金330,405千円の増加、預り金83,400千円の減少等によるものです。固定負債は、720,563千円（前連結会計年度末比83,327千円減）となりました。主な減少要因は、長期借入金80,991千円減少したこと等によるものです。

（純資産）

純資産900,729千円（前連結会計年度末比7,378千円減）となりました。主な減少要因は利益剰余金が7,375千円減少したこと等によるものです。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な変更はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

該当事項はありません。

(2) 子会社

2026年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員 (名)
			建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
株式会社 YAK	本社事務所・店舗 (東京都台東区)	本社事務所・店舗	44,297	97,760 (75.93㎡)	142,057	61 〔1〕
	賃貸用不動産 (東京都足立区)	賃貸設備	31,260	48,776 (138.00㎡)	80,036	
株式会社 YAKディ ベロップ メント	賃貸用不動産 (東京都世田谷区)	賃貸設備	764	69,352 (80.42㎡)	70,117	9 〔－〕
	賃貸用不動産 (千葉県松戸市)	賃貸設備	118,085	96,997 (290.02㎡)	215,083	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数の〔 〕は、平均臨時雇用者数を外書きしております。
3. 当社グループは不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会 社YAKホ ールデ ィング ス	本社事務 所 (東京都 台東区)	新本社 屋ビル	800,000	484,166	銀行 融資	2024年 10月	2028年 6月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,980,000	1,484,300	495,700	495,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
計	1,980,000	1,484,300	495,700	495,700	—	—

(注) 中間連結会計期間末現在発行数及び公表日現在発行数には、自己保有株式である49,300株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
水神 怜良	千葉県木更津市	446,300	99.98
株式会社アールスペック	東京都荒川区	100	0.02
計	—	446,400	100.00

(注) 自己株式(49,300株)は、上記大株主より除外し、株式総数に対する所有株式数の割合より自己株式を控除して算出しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 49,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 446,400	4,464	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	495,700	—	—
総株主の議決権	—	4,464	—

② 【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社YAKホールディングス	東京都台東区上野 5-8-8	49,300	—	49,300	9.95
計	—	49,300	—	49,300	9.95

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(8) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1． 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2． 2026年1月から2026年6月においては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動は、次のとおりであります。

（1）新任役員（2026年7月1日就任）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役	宮城 理	1968年4月18日	1993年4月 大栄教育システム入社 1999年10月 株式会社早稲田アカデミー入社 2002年4月 株式会社やさしい手入社 2005年4月 アウンコンサルティング株式会社入社 2005年12月 オーガニック株式会社入社 2006年10月 株式会社スタートライン入社 2012年12月 個人事業主として開業 2014年4月 株式会社インデックス入社 2015年3月 株式会社アイコーポレート設立 代表取締役就任（現任） 2018年11月 株式会社アルティネット 監査役就任（現任）	（注） 1	—

（注） 1． 監査役の任期は、2026年7月1日から2027年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

2． 監査役宮城 理は社外監査役であります。

（2）退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役	河野 太一	2026年6月30日

（3）異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性4名 女性1名 （役員のうち女性の比率20%）

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年 大蔵省令 第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、南青山監査法人により期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応出来る体制を整備するため、監査法人等が開催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2026 年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	850,329	770,966
売掛金	20,119	25,558
営業貸付金	69,060	40,300
販売用不動産 ※ 1	635,893	※ 1 826,519
未成工事支出金	15,843	31,337
貯蔵品	1,974	4,863
前渡金	9,190	26,917
前払費用	33,397	49,981
未収還付法人税等	34,923	29
その他	18,970	8,821
貸倒引当金	△566	△426
流動資産合計	1,689,135	1,784,869
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額) ※ 1、2	221,566	※ 1、2 229,831
土地 ※ 1	836,586	※ 1 836,586
建設仮勘定	17,325	2,310
その他(純額) ※ 2	6,193	※ 2 5,969
有形固定資産合計	1,081,671	1,074,697
無形固定資産		
ソフトウェア	12,117	12,644
ソフトウェア仮勘定	2,048	—
のれん	—	14,051
無形固定資産合計	14,165	26,695
投資その他の資産		
投資有価証券	3,423	15,116
差入保証金	8,858	12,572
長期前払費用	41,929	46,645
長期貸付金	—	9,700
繰延税金資産	22,401	30,791
その他	8,673	11,649
投資その他の資産合計	85,285	126,474
固定資産合計	1,181,122	1,227,868
資産合計	2,870,257	3,012,738

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2026 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,377	16,026
短期借入金 ※ 1	365,483	695,888
1 年内返済予定の長期借入金 ※ 1	66,076	69,075
リース債務(短期)	470	470
未払金	184,172	230,727
未払費用	71,870	69,749
未払法人税等	54,578	14,407
未払消費税等	35,076	21,210
前受金	7,208	15,150
未成工事受入金	27,356	34,052
前受収益	27,589	15,199
預り金	263,991	180,591
賞与引当金	40,006	27,720
その他	0	1,175
流動負債合計	1,158,258	1,391,445
固定負債		
長期借入金 ※ 1	791,382	710,391
リース債務(長期)	2,516	2,286
長期未払金	9,991	7,884
固定負債合計	803,891	720,563
負債合計	1,962,150	2,112,008
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	286,510	286,510
利益剰余金	606,913	599,537
自己株式	△35,499	△35,499
株主資本合計	907,924	900,548
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	183	181
その他の包括利益累計額合計	183	181
純資産合計	908,107	900,729
負債純資産合計	2,870,257	3,012,738

②【中間連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

単位：千円

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
売上高	※ 1	1, 312, 910	※ 1	1, 001, 279
売上原価		625, 564		371, 433
売上総利益		687, 345		629, 846
販売費及び一般管理費	※ 2	649, 722	※ 2	655, 554
営業利益又は営業損失 (△)		37, 623		△25, 708
営業外収益				
受取利息		467		841
受取配当金		79		139
受取賃貸料		13, 247		37, 692
補助金収入		1, 500		4, 887
還付加算金		—		244
雑収入		1, 485		1, 276
営業外収益合計		16, 780		45, 083
営業外費用				
支払利息		12, 573		17, 485
上場関連費用		8, 000		—
賃貸費用		1, 246		2, 355
雑損失		1, 343		727
営業外費用合計		23, 163		20, 568
経常利益又は経常損失 (△)		31, 240		△1, 194
特別利益				
固定資産売却益	※ 3	27	※ 3	150
特別利益合計		27		150
特別損失				
固定資産除却損	※ 4	6, 880	※ 4	200
特別損失合計		6, 880		200
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)		24, 387		△1, 244
法人税、住民税及び事業税		9, 882		14, 515
法人税等調整額		339		△8, 384
法人税等合計		10, 221		6, 131
中間純利益又は中間純損失 (△)		14, 165		△7, 375
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△)		14, 165		△7, 375

【中間連結包括利益計算書】

単位：千円

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	14,165	△7,375
その他の中間包括利益		
その他有価証券評価差額金	91	△2
その他の中間包括利益合計	91	△2
中間包括利益	14,257	△7,378
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	14,257	△7,378

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

単位：千円

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△)	24,387	△1,244
減価償却費	11,134	9,330
のれん償却額	—	484
固定資産除却損	6,880	200
固定資産売却益	△27	△150
受取利息及び受取配当金	△547	△981
支払利息	12,573	17,485
補助金収入	△1,500	△4,887
売上債権の増減額 (△は増加)	2,681	23,331
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△74,747	△15,493
販売用不動産の増減額 (△は増加)	△175,534	△189,861
前渡金の増減額 (△は増加)	9,107	△15,127
仕入債務の増減額 (△は減少)	795	681
未払金の増減額 (△は減少)	12,782	31,513
未払費用の増減額 (△は減少)	△16,798	△10,384
前受金の増減額 (△は減少)	△19,108	7,941
未成工事受入金 (△は減少)	66,587	6,695
賞与引当金の増減額 (△は減少)	11,180	△12,286
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	331	△140
預り金の増減額 (△は減少)	△647,163	△83,612
その他	△23,552	△57,560
小計	△800,538	△294,066
利息及び配当金の受取額	554	972
利息の支払額	△13,409	△17,901
補助金の受取額	1,500	4,887
法人税等の支払額	△99,292	△54,762
法人税等の還付額	292	34,923
営業活動によるキャッシュ・フロー	△910,893	△325,946
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△60	△802
投資有価証券の取得による支出	—	△11,700
有形固定資産の取得による支出	△16,572	△6,320
有形固定資産の売却による収入	190	432
無形固定資産の取得による支出	△6,636	△343
新規連結子会社株式取得に伴う収入	※ 2 —	※ 2 27,241
貸付けによる支出	△2,334	△9,700
その他	△39	△5,210
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,451	△6,403
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△24,906	330,404
長期借入れによる収入	161,000	35,000
長期借入金の返済による支出	△95,815	△112,991
リース債務の返済による支出	—	△230
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,278	252,182
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—

現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△896,067	△80,167
現金及び現金同等物の期首残高	1,292,562	770,382
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 396,495	※1 690,215

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び名称

6 社

株式会社 YAK

株式会社 YAK アセットマネジメント

株式会社 YAK ディベロップメント

株式会社ワイエーケーワールドローン

株式会社 YAK SOLUTIONS

RISE ON 株式会社

上記のうち、RISE ON 株式会社については、当中間連結会計期間において、新たに同社株式を取得し子会社化したことに伴い、当中間連結会計期間より連結範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

a. 販売用不動産

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 未成工事支出金

個別法による原価法

c. 貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

建物附属設備 3～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① 売買再販事業

売買再販事業では、主に戸建て住宅、マンション等の中古住宅買取再生販売を行っております。不動産の売却は、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。取引の対価については、契約時に手付金、引渡時に残金を受領している場合があります。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

② 不動産仲介事業

売買仲介及び賃貸仲介においては、顧客との契約に基づき不動産の売買及び賃貸を媒介する義務を負っております。売買仲介においては、履行義務は顧客との媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。また、賃貸仲介においては、履行義務は顧客との媒介契約により仲介した物件の賃貸借契約が成立した一時点で充足されるものであり、当該契約が成立した時点で収益を認識しております。

③ 建築工事事業

建築工事事業については、顧客とリフォーム等の工事請負契約を締結し当該契約に基づき建築工事を行う履行義務を負っております。当該取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法（工事原価総額に対する発生原価の割合）を使用しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

不動産管理事業と貸金事業は連結売上高に占める割合が重要性に乏しいため記載しておりません。収益認識注記の収益の分解情報でもその他にまとめております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期の投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の処理方法

控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

②のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度の連結財務諸表において「流動資産」の「その他」に含めていた「未成工事支出金」は金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた34,813千円は、「未成工事支出金」15,843千円、「その他」18,970千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「リース債務(短期)」は、財務諸表の明瞭性を高めるため、当中間連結会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた470千円は、「リース債務(短期)」470千円、「その他」0千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保に供されている資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
販売用不動産	513,834 千円	763,187 千円
建物	206,640	196,358
土地	835,897	835,897
計	1,556,372	1,795,443
担保付債務は、次のとおりであります。		

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
短期借入金	347,000 千円	647,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	29,881	28,859
長期借入金	655,211	566,003
計	1,032,093	1,241,863

※2 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
建物	29,363 千円	35,171 千円
その他	21,421	22,574
計	50,785	57,745

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給与手当	208,343 千円	213,739 千円
賞与	150,169	113,501
賞与引当金繰入額	40,006	27,220
貸倒引当金繰入額	331	△140

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
工具器具備品	27 千円	150 千円
計	27	150

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
建物付属設備	— 千円	156 千円
車両運搬具	0	—
工具器具備品	—	44
ソフトウェア	6,880	—
計	6,880	200

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	476,785 千円	770,966 千円
証券口座預け金 (その他流動資産)	69	67
計	476,855	771,034
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△80,360	△80,818
現金及び現金同等物	396,495	690,215

※ 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

株式の取得により新たに RISE ON 株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに RISE ON 株式会社の取得価額と取得による収入 (純額) との関係は次のとおりです。

流動資産	44,542 千円
固定資産	1,576
のれん	14,536
流動負債	△30,654
固定負債	—
株式の取得価額	30,000
株式の取得価額の未払金	△15,000
現金及び現金同等物	△42,241
差引：新規連結子会社株式取得に伴う収入	27,241

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	不動産事業			合計
	売買再販事業	不動産仲介事業	その他（注） 1	
顧客との契約から生じる収益	585,740	523,914	171,030	1,280,685
その他の収益（注） 2	—	—	32,224	32,224
外部顧客への売上高	585,740	523,914	203,255	1,312,910

（注） 1. 「その他」の区分は、不動産賃貸管理事業、貸金事業及び建築工事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃料収入等であります。

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	不動産事業			合計
	売買再販事業	不動産仲介事業	その他（注） 1	
顧客との契約から生じる収益	328,848	442,609	210,428	981,886
その他の収益（注） 2	—	—	19,392	19,392
外部顧客への売上高	328,848	442,609	229,821	1,001,279

（注） 1. 「その他」の区分は、不動産賃貸管理事業、貸金事業及び建築工事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃料収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに
当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識する
と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
契約負債(期首残高)	25,194	34,565
契約負債中間期末(期末)残高	34,565	49,202

(注) 契約負債は、収益を認識する顧客との契約について、契約に基づき顧客から受け取った
前受金と未成工事受入金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。な
お、当中間連結会計期間に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれ
ていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務
上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契
約から生じる対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、不動産事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

相手先	売上高	関連するセグメント名
日比山株式会社	233,810	不動産事業

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

該当事項はありません

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 RISE ON 株式会社

事業の内容 不動産の売買、賃貸、管理並びにその仲介

（2）企業結合を行った主な理由

本件買収は、事業エリアの拡大、顧客基盤の強化および不動産管理・仲介事業における競争力の向上を目的として実施したものです。両社が有する物件情報、営業ネットワーク、専門人材およびノウハウを相互に活用することで、事業上の相乗効果を創出し、さらなる企業価値の向上を目指します。

（3）企業結合日

2026 年 4 月 30 日

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（5）結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

（6）取得した議決権比率

100%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2026 年 5 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金含む）	30,000 千円
取得原価		30,000 千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等	357 千円
-----------	--------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（1）発生したのれん

14,536 千円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額です。

（2）発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

（3）償却方法及び償却期間

5 年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報)

(単位：円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1 株当たり純資産額	1,716.18	2,017.76
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△)	31.73	△16.52

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1 株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円) 又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	14,165	△7,375
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る 親会社株主に帰属する中間純利益 (千円) 又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	14,165	△7,375
普通株式の期中平均株式数 (株)	446,400	446,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

株式会社YAKホールディングス
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士
業務執行社員

黛基比古

代表社員 公認会計士
業務執行社員

阿田辰也

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社YAKホールディングスの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社YAKホールディングス及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上